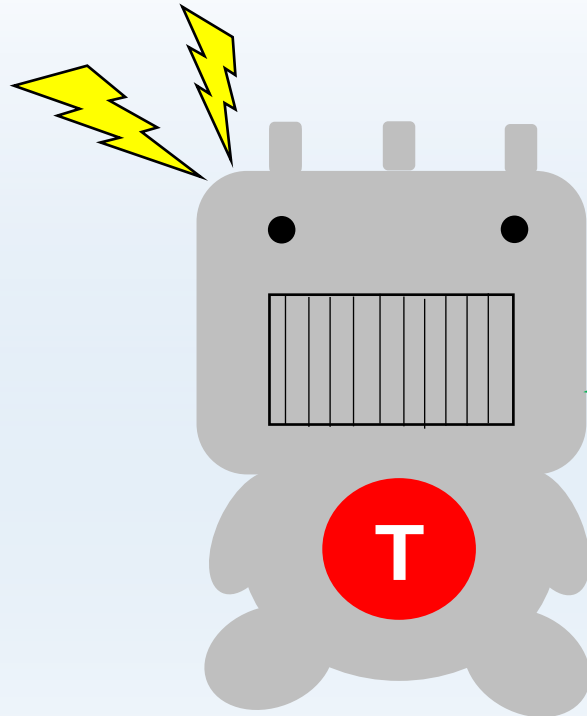
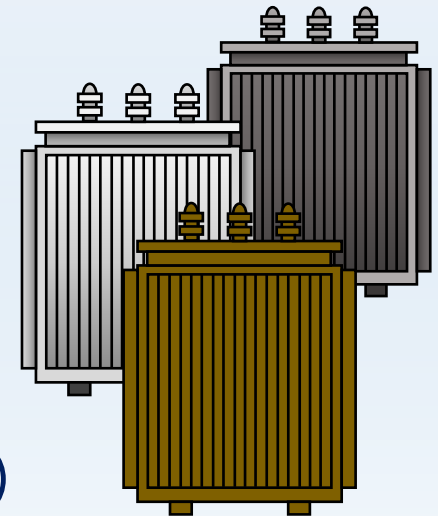


令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域共生型廃棄物発電等導入促進事業)
PCBに汚染された変圧器の高効率化によるCO2削減推進事業

PCB汚染変圧器の高効率化のための補助金制度について



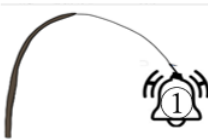
CO₂削減と
PCB廃棄物の
早期処理を
同時に推進



令和7年度（二次公募）



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
変圧器補助金事務局



1. 補助金制度の概要

■ 補助対象事業の要件

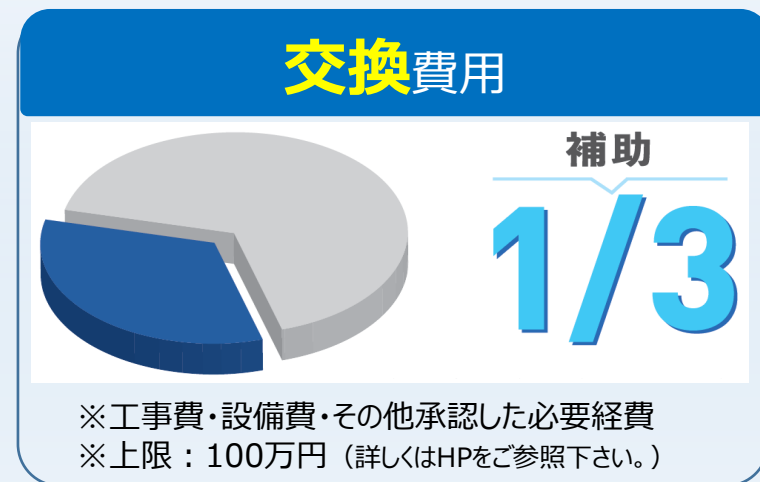
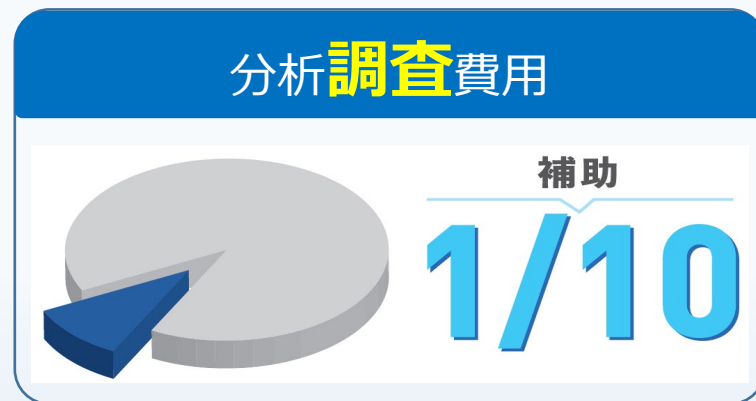
- ① 低濃度PCBに汚染された疑いのある変圧器の分析調査事業
- ② 低濃度PCB汚染変圧器から高効率変圧器※への交換事業
(交換にあたってはリースによる導入も補助対象)
- ③ 上記①と②を一体的に行う事業

※ 一事業者で多数の変圧器交換を申請する場合は、事前にご相談ください

※ 補助対象となる高効率変圧器は、**省エネルギー基準達成率125%以上の変圧器**

■ 交付申請対象者

- ① 民間企業
- ② 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人
- ③ 法律により設立された法人
- ④ 個人事業主又は個人
- ⑤ その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者
- ⑥ 上記に対してリース方式により高効率変圧器を導入する事業者



※ 既に実施している事業（分析や交換に着手（発注）してしまったものや完了したもの）は対象外

- 申請期限 令和7年12月19日（金）15:00 まで
- 補助金交付決定後に事業開始（未着手事業が対象）
- 報告書提出 令和8年1月30日（金）まで

2. 補助金制度に関する要綱、規程類

環境省

交付要綱（環境大臣）
環循施発第2504019号
実施要領
環循施発第2504019号

補助事業者（財団）
に対しての規定



財団

交付規程
交付規程実施細則
公募要領

間接補助事業者（応募者）
に対しての規定



補助金申請の進め方ガイド

完了実績報告書と経理処理の手引き

チェックリスト
記入マニュアル

間接補助事業者（応募者）
に対しての詳細説明資料

**ご申請前に
必ずお読み
ください**

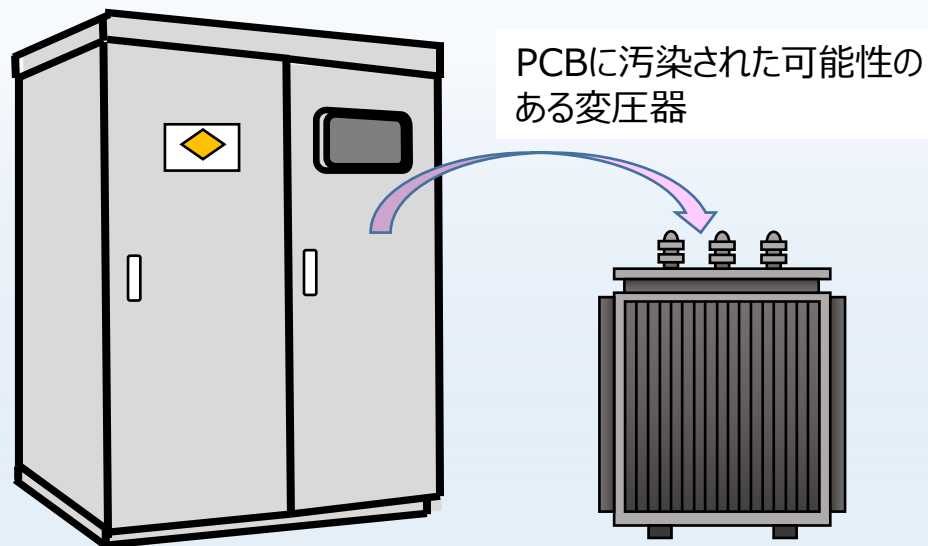
※上記資料は財団ホームページに掲載されています⇒ https://www.sanpainet.or.jp/pcb_trans_r7/



3. 補助金制度の対象事業の種類

① 調査事業

変圧器のPCB含有の有無調査

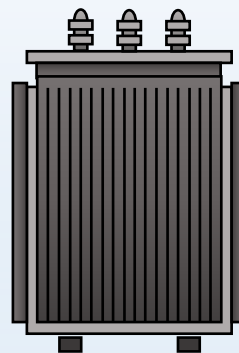


平成5年以前製造等の変圧器

② 交換事業

高効率変圧器に交換

PCB汚染変圧器



交換

環境汚染
リスク低減
CO2排出量
削減

高効率変圧器

③ 調査交換事業 ①と②を一体的に行う事業

③調査交換事業での申請を行った場合は、①調査事業を実施してPCB汚染変圧器が発見された際、②交換事業の申請を新たに実施する必要がありません。

4-1. 補助金制度の対象事業の要件

① 調査事業（公募要領P.4）

PCBに汚染された可能性のある変圧器に係る調査

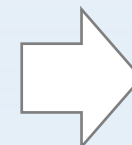
1) 平成5年以前製造等の使用中変圧器の調査であること

↑
微量PCBが混入している可能性有り

2) PCB含有が発見された場合、PCB汚染変圧器を下記の
ア)、イ) に従い、適正に処理すること

ア) PCB汚染変圧器の使用廃止後、PCB特別措置法に基づく
届出を都道府県または政令市（指定都市・中核市）に提出

イ) PCB汚染変圧器の使用廃止後、低濃度PCB廃棄物処理
業者との処理委託契約を締結し、適正に処理すること



※ ア)、イ) について、完了実績報告書提出までに実施できない場合は事業
スケジュール表に実施予定年月を記載すること

4-2. 補助金制度の対象事業の要件

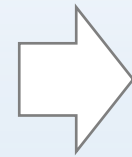
② 交換事業（公募要領P.4）

PCB汚染変圧器を高効率変圧器に交換

- 1) 使用中のPCB汚染変圧器の交換であること
- 2) 交換により生ずるPCB廃棄物の処理を下記のア)、イ) に従い、適正に処理すること

ア) 完了実績報告書提出日までにPCB特別措置法に基づく届出を都道府県または政令市（指定都市・中核市）に提出

イ) 低濃度PCB廃棄物処理業者との処理委託契約を締結し、適正に処理



- 3) 交換する高効率変圧器が省エネルギー基準達成率 1 2 5 % 以上（基準エネルギー消費効率の80%以下）であること

※基準エネルギー消費効率の算定式は、令和5年経済産業省告示第127号「変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」による

5. 補助対象外の費用例

- 1) 既設変圧器の撤去費用
- 2) 作業に伴って発生するウェス、手袋等のPCB廃棄物の処理費用
- 3) PCB廃棄物の収集運搬・保管・処分費用
- 4) 既設の変圧器と異なった場所に高効率変圧器を設置する際の場所移動に係る費用
- 5) 変圧器の所有者が自ら行う作業や管理費
- 6) 予備品など（交換部品、メンテナンス工具など）
- 7) 交付申請等の委託費用（コンサル費、代書費など）
- 8) 金融機関に対する振込手数料
- 9) 官公庁などへの申請、届出費用

6. 事業の進め方について（公募要領P.8～、ガイドP.8～）

■ 交付決定通知後に事業を開始（発注もしくは契約締結）

交付決定通知日以前に開始された事業は補助対象となりません。

■ 発注には、2者以上の見積合わせ（競争入札）が必要

■ やむを得ず随意契約になる場合は財団の事前承認が必要

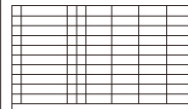
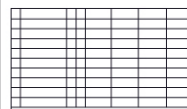
■ 事業完了日は、令和8年1月20日を目途にしてください。

■ 完了実績報告書の提出期限は、事業完了日から30日以内、又は

令和8年1月30日のいずれか早い日まで

■ 財団からの補助金の支払いは、令和8年3月31日までに完了 （令和7年度予算のため）

■ 本年度事業終了後の翌年度以降3年間は、CO2排出削減効果に 関して環境大臣への報告が必要

A社	B社
	
	
¥,0000	¥,0000